

2015年（平成27年）11月17日

放送人権委員会決定 第56号
「大喜利・バラエティー番組への申立て」
— 見 解 —

放送倫理・番組向上機構 [BPO]

放送と人権等権利に関する委員会（放送人権委員会）

「大喜利・バラエティ番組への申立て」に関する 委員会決定 — 見解 —

申立人 佐村河内 守
被申立人 株式会社フジテレビジョン

苦情の対象となった番組

『IPPONグランプリ』

放送日時 2014年5月24日（土）午後9時～11時10分

【決定の概要】	2 ページ
【本決定の構成】	
I 事案の内容と経緯	3 ページ
1. 本件放送と申立ての経緯	
2. 論点	
II 委員会の判断	4 ページ
1. 判断の方法について	
2. 本件放送で申立人を取り上げたことの当否	
3. 個々の回答による名誉感情侵害の有無	
4. 放送倫理上の問題	
III 結論	7 ページ
IV 放送内容の概要	8 ページ
V 申立人の主張と被申立人の答弁	13 ページ
VI 申立ての経緯および審理経過	16 ページ

【決定の概要】

フジテレビは2014年5月24日に大喜利形式のバラエティ番組『IPPON グランプリ』を放送した。この中で、「幻想音楽家 田村河内さんの隠し事を教えてください」という「お題」を出して、お笑い芸人らが回答する模様を放送した。

この放送について、佐村河内氏は「一音楽家であったにすぎない申立人を『お笑いのネタ』として、一般視聴者を巻き込んで笑い物にするものであるから、申立人の名誉感情を侵害する侮辱に当たることが明らかである」等として委員会に申し立てた。

名誉感情とは、人が自己の価値について有している意識や感情のことであり、法的保護の対象となりうるが、主観的なものであるだけに、名誉感情の侵害は、社会通念上の許容限度を超えた場合に初めて法的な保護を受ける。

大喜利は、しばしば世相に対する批判も含む表現形式として、社会的に定着した娯楽であり、たとえ個人に対する揶揄となったとしても、その者が正当な社会的関心の対象である場合には、個々の表現が許容限度を超えない限り許される。そして、大喜利には大げさな表現やナンセンスな表現、言葉遊び等も当然含まれうるし、即興性が特徴である。名誉感情侵害の判断においてもこうした大喜利の特徴を斟酌すべきである。

その上でまず、本件放送で申立人を取り上げたことの当否については、全聾の作曲家として高い評価を得ていた申立人が他人に作曲を依頼していたことが発覚し、また、その聴覚障害についても疑惑が持ち上がったことに社会的関心が向けられることは当然である。それは、申立人が謝罪のための記者会見を行ってから2か月半ほど経過した本件放送時点でも同様であり、本件放送において申立人を取り上げたことには正当性が認められる。

次に、個々の回答による名誉感情侵害の有無について、各回答を概観すると、a) 聴覚障害に関するもの、b) 音楽的才能に関するもの、c) 風貌に関するもの、d) その他、の4類型に分類可能であるが、大喜利の特徴も踏まえれば、いずれも、許容限度を超えて申立人の名誉感情を侵害するものとは言えない。

また、申立人は放送倫理上の問題として、いじめや聴覚障害者に対する偏見を助長するおそれを主張するが、本件放送は、自らの言動によってファンや関係者の信頼を裏切ったことにより正当な社会的関心の対象となっている申立人個人に対する許容限度の範囲内での風刺等であり、いじめや聴覚障害者に対する偏見を助長する内容とは受け止めにくい。したがって、放送倫理上の問題は認められない。

以上より、本件放送は許容限度を超えて申立人の名誉感情を侵害するものとは言えず、また、放送倫理上の問題も認められないとの結論に至った。

I 事案の内容と経緯

1. 本件放送と申立ての経緯

フジテレビジョン（以下、「フジテレビ」という）は2014年5月24日（土）放送の大喜利形式のバラエティ番組『IPPONグランプリ』の中で、「幻想音楽家田村河内さんの隠し事を教えてください」という「お題」を出してお笑い芸人らが回答する模様を放送した（以下、上記「お題」に関する放送部分を「本件放送」という）。

この放送について、佐村河内守氏は、個人の名誉感情を正当な理由なく侵害するとして「苦情申し入れ」を6月にフジテレビに送付した。これに対しフジテレビは、具体的にどのような放送内容が名誉感情の侵害に該当するのか明確にすることを求める「ご連絡」を返送した。

その後、双方で書面のやり取りがあったが、佐村河内氏は11月4日付で申立書を委員会に提出した。申立書は「一音楽家にすぎない申立人を『お笑いのネタ』として、一般視聴者を巻きこんで笑い物にするものであるから、申立人の名誉感情を侵害する侮辱に当たることは明らかである」とし、さらに「現代社会にまん延する『児童・青少年に対する集団いじめ』を容認・助長するおそれがある点で、非常に重大な放送倫理上の問題をふくんでいる」として、当該番組内での謝罪を求めている。

これに対して、フジテレビは委員会に提出した「経緯と当社の見解」において、本件放送について「『虚偽事実をもって社会にアピールした後、それが暴露されること』を風刺するものであって」、「表現行為として許容（保障）されるべきである」とし、「『児童・青少年への悪影響』を問題視するのであれば、障害の程度を過剰に演出し、なおかつ、別人の作曲であるにもかかわらず自分自身の作曲として公表していたことこそ問題視されるべきである」等と主張している。

委員会は2014年12月の第215回委員会で、本件申立ては委員会運営規則の取り扱い基準第5条1項を満たしているとして、審理入りを決めた。

2. 論点

委員会が主な論点として取り上げたのは以下のとおりである。

- (1) 本件放送で申立人を取り上げたことの当否
- (2) 個々の回答による名誉感情侵害の有無
- (3) 放送倫理上の問題

II 委員会の判断

1. 判断の方法について

本件で申立人が主張している権利侵害は、一音楽家にすぎない申立人を大喜利の「お題」とし、視聴者を巻き込んで「お笑いのネタ」にしたことによる名誉感情の侵害である。名誉感情とは、人が自己の価値について有している意識や感情であり、要するにプライドや自尊心のことである。これは主観的なものであって、客観的な社会的評価である名誉とは異なる。名誉感情も法的保護の対象となりうるが、主観的なものであるだけに、名誉感情の侵害は、社会通念上許される限度（いわゆる「受忍限度」あるいは「許容限度」。以下「許容限度」という）を超えた場合に初めて法的な保護を受けることになる。

大喜利は、独特の形式によって世相を風刺し笑いをとる演芸であって、しばしば世相に対する批判も含む表現形式として、社会的に定着した娯楽である。それは、表現の自由の行使として正当な行為であって、たとえ個人に対する揶揄となったとしても、その者が正当な社会的関心の対象である場合には、個々の表現が許容限度を超えない限り許されると考えるべきである。

そして、大喜利は短い応答の中に即興で笑いを盛り込むものであり、その中には大げさな表現やナンセンスな表現、言葉遊び等も当然含まれうる。また、短時間で次々に回答がなされていくものであり、即興性が特徴である。大喜利が社会的に定着した表現形式であることからすれば、名誉感情侵害の判断においてもこうした大喜利の特徴を斟酌すべきである。

さて、申立人が主張する本件放送の問題点は、①そもそも本件放送のような大喜利番組の題材として申立人を取り上げること自体が許されないという点と、②出演者らの回答による名誉感情侵害の点とに大別できる。以下では、この大別にしたがって判断を行う。

2. 本件放送で申立人を取り上げたことの当否

申立人は、全聾の作曲家として知られ、「交響曲第1番HIROSHIMA」や「ピアノのためのレクイエム」をはじめ多くの作品を発表しており、作品を収めたCDは、クラシック分野としては異例の売り上げを記録した。また、テレビ番組や新聞・雑誌でも多数取り上げられ、広島市民賞を受けるなど、高い評価を得てきた。

しかし、2014年2月に至って新垣隆氏に作曲を依頼していたことが発覚し、さらに、同氏が申立人の聴覚障害を否定する主張をしたことにより、申立人の聴覚障害の真偽についても社会的関心が集まった。これに対して申立人は、その1か月後に自ら謝罪会見を開き、3年ほど前から聴覚が一定程度回復したとして再検査を受け、聴

覚障害に当たらないとの診断を得て身体障害者手帳を返上したことを明らかにしたが、疑惑は深まることになった。

これまで申立人のCDを購入したりコンサートを聴いたりしてきた多数のファンは、作品そのものへの評価もさることながら、申立人が聴覚障害という困難を克服して音楽活動に取り組んできたという物語への共感からも支持をしてきたものと思われる。ファンだけではなく、申立人に対する前述のような一般の高い評価についても同様の要素があったことは想像に難くない。こうした状況からすれば、聴覚障害に対する疑惑が持ち上がったことに対して社会的関心が向けられることは当然であろう。

また、こうした疑惑の浮上を受けて、厚生労働省において「聴覚障害の認定方法に関する検討会」が設置され、聴覚障害認定のあり方の見直しの検討がなされることとなった。さらに、聴覚障害者の団体が、社会に聴覚障害に関する誤解が広まるとして懸念の声明を発表するなどの社会的な影響も見られた。

これに対して、申立人は、同人が謝罪会見において音楽活動から退くことを表明した後は一般市民であると主張する。しかし、以上のような経緯からすれば、本件放送は、2014年3月7日に行われた謝罪会見から2か月半ほど経過した時点で行われたものではあったとはいえ、依然として申立人に対する社会的関心は持続していたと言える。

以上からすれば、謝罪会見から2か月半ほど経過したとの一事をもって本件放送当時申立人が一般市民にすぎないということはできず、本件放送において申立人を取り上げたことには正当性が認められる。

なお、本件放送の「お題」は、「幻想音楽家 田村河内さんの隠し事を教えてください」というものであって申立人の実名は含まれていない。しかし、「田村河内」が申立人を指すことには争いがなく、また、このような変名及び「幻想音楽家」という呼称の使用については、名誉感情侵害の判断に特段の影響を及ぼさないと考えられるため、この点についてはこれ以上触れないこととする。

3. 個々の回答による名誉感情侵害の有無

(1) 各回答の類型化

申立人を大喜利の題材として取り上げることが正当であることを前提として、次に、個々の回答が許容限度を超える名誉感情侵害といえるかどうかの問題となるが、その判断にあたっては、1で述べたような大喜利の特徴を踏まえる必要がある。

そして、本件放送でなされた各回答を概観すると、次の4類型に分類可能であり、以下では、この類型ごとに検討する。

- a) 聴覚障害に関するもの
- b) 音楽的才能に関するもの

- c) 風貌に関するもの
- d) その他

(2) 各類型についての判断

a) 聴覚障害に関するものの類型には、「まあ聞こえる、聞こえないはともかく、耳が性感帯」「EDだと言ってるが、ゆっくりはっきりしてもらえば、大丈夫な時もある」といった回答が含まれる。一般に、障害は本人の責めに帰することのできないものであり、また、差別の原因ともなりうるものであるため、聴覚障害を揶揄する表現が名誉感情を侵害する度合いは大きいものとなりうる。とりわけ、上記の回答は、性的表現を用いて聴覚障害を笑いの種にしており、その分、問題視されるべきかもしれない。

しかし、申立人の聴覚障害については疑惑も生じており、上記の回答はむしろこの疑惑に対する風刺であったと見ることができる。すなわち、「聞こえる、聞こえないはともかく」という表現は疑惑について述べているものといえる。また、「EDだと言っているが…」という回答も、申立人が2014年2月12日に発表した謝罪文の一節（「3年前くらいから、耳元で、はっきり、ゆっくりしゃべってもらいと、こもってゆがむ感じはありますが言葉が聞き取れる時もあるまでに回復していました」）をパロディ化し、この疑惑について風刺を行ったものと理解することができる。また、用いられている性的表現も、前述のような大喜利の特徴も踏まえれば、社会的に許容されないとまでは言えない。

b) 音楽的才能に関するものの類型には、「ミュージシャンのくせに、持ってるCDはベストアルバムばかり」「ピアノの鍵盤にドレミファソラシドと書いてある」等の回答が含まれる。新垣氏に作曲を依頼しつつも、それを公表してこなかったことにより社会を欺いていたことは申立人も一応認めるところであり、それに対する風刺は原則として甘受すべきである。この点を踏まえると、本類型について、許容限度を超えて名誉感情を侵害するような回答は見当たらない。

c) 風貌に関するものの類型には、「髪もゴーストヘアー」「よーく見たら、サングラスじゃなくて、これ毛」等の回答が含まれる。長髪に髭、サングラスという独特な風貌が作曲家としての申立人のイメージを作り上げていたことは否定できず、数多くのメディアに取り上げられ、大きな話題となった申立人としては、その風貌について揶揄されることは原則として甘受すべきである。この点を踏まえると、本類型についても、許容限度を超えて名誉感情を侵害するような回答は見当たらない。

d) その他の類型には、「本当は田村と河内の2人で作っているゆでたまご方式」「パイオツの意味を知らずに使っている」「鼻の穴に妖精が住んでいる」等の回答が含まれる。これらは申立人を題材としつつ、現実の申立人に対する風刺や批判というよりは、ナンセンスな表現を回答とするものである。確かに、これらも申立人にとって

不快なものではあろうが、前述のような大喜利の特徴も踏まえれば、これらについても許容限度を超えるものとは言えない。

(3) 小括

以上の検討からすれば、本件放送において申立人を大喜利の題材として取り上げたことに問題はなく、また、そこでなされたいずれの回答も、許容限度を超えて名誉感情を侵害したとは言えない。

4. 放送倫理上の問題

申立人は、放送倫理上の問題として、児童及び青少年への配慮について定める「日本民間放送連盟 放送基準」15、18、および社会秩序・公衆道徳への配慮を定める同25、26に本件放送が違反すると主張する。

具体的には、児童・青少年に、別の児童らの身体的特徴や生理的特徴ないし才能などを集団で公然と面白おかしくからかっても許されるという誤った倫理観を植え付けてしまうおそれ（いじめを助長するおそれ）があり、特に、聴覚障害を面白おかしく取り上げた点は、同じ障害者、その他の障害を背負っている人々の心情を踏みにじるもので非常に悪質であると主張する。

もちろん、弱者に対するいわれなき攻撃、いわゆる「水に落ちた犬を打つ」行為を面白おかしく放送したのであれば、それはいじめ助長につながりうるものとして批判されるべきである。

しかし、本件放送は、自らの言動によってファンや関係者の信頼を裏切ったことにより正当な社会的関心の対象となっている申立人個人に対する許容限度の範囲内での風刺等であり、各回答を検討しても、いじめや聴覚障害者に対する偏見を助長する内容とは受け止めにくい。

したがって、本件放送には、放送倫理上の問題は認められない。

III 結論

以上より、委員会は、本件放送は許容限度を超えて申立人の名誉感情を侵害するものとは言えず、また、放送倫理上の問題も認められないとの結論に至った。

IV 放送内容の概要

被申立人（フジテレビ）から提出された同録DVDによると、本件放送における発言内容等は以下のとおりである。

① 午後9時8分45秒～同15分45秒

5人の芸人（B、K、I、H、S）による大喜利。回答にあわせ、文字や絵で表現したフリップを提示。

発言者	発言内容等
伊藤利尋アナ	それでは参ります。制限時間7分、Aブロック、第1問。
ナレーション	幻想音楽家 田村河内さんの隠し事を教えてください。
松本人志 チェアマン	これはね。いや、これはね、あの、お題としては面白いんですけど、答えとしては意外と難しいかもね。
伊藤アナ	さあ、押してきました。Bさんにまず点きました。では参ります。Bさん。
ナレーション	幻想音楽家 田村河内さんの隠し事を教えてください。
B	髪もゴーストヘアー。
伊藤アナ	さあ、どうか。
松本	いきなり画で来ましたね。
伊藤アナ	これは、9ポイント。
松本	どうかな？ やっぱ、いきなり画っていうのが少し厳しくなったのかな？
伊藤アナ	Bさんの回答で幕を開けました。 続いて押したのはKさんです。では参ります、Kさん。
ナレーション	幻想音楽家 田村河内さんの隠し事を教えてください。
K	Tフロントを履いている。
伊藤アナ	さあ、これはどうか？ これも画で来たが？ 鋭い、鋭い視線。 しかし、ポイントは6ポイント。
松本	眼力あるな。
伊藤アナ	Bさん。
ナレーション	幻想音楽家 田村河内さんの隠し事を教えてください。
B	よーく見たら髭が太い2本。(10ポイント=IPPON)
伊藤アナ	さあ、これも画で来て、IPPON!

松本	Bは迷いがあったんですよね。画に行くことに。でも、もう吹っ切れた感じがしますね。
伊藤アナ	さあ、Iさんに点いています。では参ります、Iさん。
ナレーション	幻想音楽家 田村河内さんの隠し事を教えてください。
I	ミュージシャンのくせに、持ってるCDはベストアルバムばかり。
松本	俺はちょっと好きやで、俺はちょっと好きですけどね。
伊藤アナ	これはどうか？残念9ポイント、Iさん惜しい回答。早押しにまた勝ったBさん。
ナレーション	幻想音楽家 田村河内さんの隠し事を教えてください。
B	まあ聞こえる、聞こえないはともかく、耳が性感帯。(10ポイント)
松本	いいじゃないですかね。爆発力ありますよね。さあ、どうするの？ みんな、どうするの？ B行っちゃうよ。
伊藤アナ	さあ、どうだ？ まずはBさん、ただ1人2本ゲット。そしてHさんによやく点きました。では参ります、Hさん。
ナレーション	幻想音楽家 田村河内さんの隠し事を教えてください。
H	ピアノの鍵盤にドレミファソラシドと書いてある。
伊藤アナ	来た！ IPPON!
松本	HらしくないIPPONだけど、面白いね。バカっぽいね。ちゃんと獲ったね。
伊藤アナ	では参ります、Sさん。
ナレーション	幻想音楽家 田村河内さんの隠し事を教えてください。
S	本当は田村と河内の2人で作っているゆでたまご方式。
松本	そういうパターンもありますよね。
伊藤アナ	さあ、どうだ？これは残念、9ポイント。あと1ポイントでIPPONでした。さあ、早押し合戦になっているが、真ん中に点いた、Kさん。
ナレーション	幻想音楽家 田村河内さんの隠し事を教えてください。
K	鼻の穴に妖精が住んでいる。
松本	滅茶苦茶ですよ。滅茶苦茶ですよ。
伊藤アナ	さあ、どうか？ 目を見開いたが8点。
松本	この辺で崩したくなってしまったんでしょうね。ここから遊べるのかもしれないですけどね。

伊藤アナ	では参ります、Hさん。
ナレーション	幻想音楽家 田村河内さんの隠し事を教えてください。
H	どんな曲作っても、サビがE Tの音楽になっちゃう。
伊藤アナ	さあ、どうだ？ 来たI P P O N!
松本	面白い。
伊藤アナ	これでHさんがBさんと並びます。この2人だけI P P O Nを獲っています。残り3人はまだ1本もなし。Kさん。
ナレーション	幻想音楽家 田村河内さんの隠し事を教えてください。
K	下の歯が1本だけお地藏さん。
伊藤アナ	さあ、どうだ？ 来たI P P O N!
松本	これでええんやったら、さっきの妖精でもええやんけ。一緒やろ。
ナレーション	5分経過。
松本	和か洋かみたいな話やろ。そんなもん。
伊藤アナ	Iさんに点いた。では参ります、Iさん。
ナレーション	幻想音楽家 田村河内さんの隠し事を教えてください。
I	EDだと言ってるが ゆっくりはつきりしてもらえば、大丈夫な時もある。
松本	うん。
伊藤アナ	I P P O N!
I	初I P P O N、これか。
伊藤アナ	さあ、初出場Iさん、初めてのI P P O Nです。やりました。
I	はい、これでちょっと気が楽になります、はい。
伊藤アナ	3本目を狙います、Bさん。
ナレーション	幻想音楽家 田村河内さんの隠し事を教えてください。
B	田村河内というのはもう総称で、正確にはクロヒゲ オオタムラゴウチ。 (9ポイント)
松本	獲る？ 獲るね？ 獲らない？ でも、問題の厳しさを皆は良く頑張ってますよ。
伊藤アナ	さあ、Hさんに点いた。単独トップに立てるか？ では参ります、Hさん。

ナレーション	幻想音楽家 田村河内さんの隠し事を教えてください。
H	曲作る時こうやって考える。(10ポイント) (トイレのウォッシュレットから出ている水を口で受ける男性の画)
松本	どんなIPPONやねん。
ナレーション	1分前。
伊藤アナ	さあ、残り1分です。Iさんに点いた、参りましょう。
ナレーション	幻想音楽家 田村河内さんの隠し事を教えてください。
I	あの人は本当は「新垣(あらかき)」さん。
松本	あれ? やった?
伊藤アナ	どうか? じわじわ来たが。この表情、どうか? 残念ながら6ポイント。 IPPONはなりません。Bさん。
ナレーション	幻想音楽家 田村河内さんの隠し事を教えてください。
B	よく見たら、サングラスじゃなくて、これ毛。
伊藤アナ	さあ、どうだ? 来たIPPON! B3本目。 [終了ブザーの音]
松本	いや、僕が思っていたよりは皆さん頑張りましたね、本当に。

② 午後9時55分4秒～同56分41秒

視聴者からの回答を紹介するコーナー

発言者	発言内容等
松本	(スタジオ内のスクリーンに「幻想音楽家 田村河内さんの隠し事を教えてください」の表示) これもなかなか難題でね。考え方としては、2つですかね。 モデルのあの人をどこまで意識するかっていうのと、あとはまあ、隠し事、せこい隠し事、いろんな隠し事をどれだけ考えられるのかということなんでしょけど。意外とやっぱ難しかったですよね。 まずはこれ、福岡県の会社員、アツシさん。アツシさんか? 27歳、男性。 「他にも加村河内と名村河内がいる」 新たな、新たな刺客を出して来たっていう所がまあ面白いですよな。 これも、京都府 会社員 揚げた洋風つくねさん38歳 男性。 「パイオツの意味を知らずに使っている」 何かありそうな感じはしますよね。うん。 これちょっと凄いですよ。東京都のTRF DJ KOOさん 52歳 男性。 大好きで出してくれたらいいです。 はい。

C 松本	「a v e x所属」 めっちゃおもしろい。 (*CはBブロックの芸人) KOOさんもa v e xですもんね？ まあまあ面白いんじゃないでしょうか？ ありがとうございます。じゃ僕もちょっと紹介しましょう。 「本当の正体は河内家菊水丸」 「本当は一人でめちゃくちゃ真面目に作っている」
-------------	---

V 申立人の主張と被申立人の答弁

提出された書面やヒアリングによると、申立人の主張と被申立人の答弁は以下の内容と認められる。

	申立人	被申立人 (フジテレビ)
基本的主張	<p>■一音楽家にすぎない申立人を「お笑いのネタ」として視聴者を巻きこんで笑いものにするものであるから、名誉感情を侵害する侮辱に当たることは明らかである。</p> <p>さらに、現代社会にまん延する児童・青少年に対する集団いじめを容認・助長するおそれがある点で、非常に重大な放送倫理上の問題がある。</p>	<p>■本件番組は、社会的に批判されるべき行為をした申立人を大喜利の形式で正当に批判したものであり、不当に申立人の名誉感情を侵害するものでなく、いじめを容認、助長するおそれがあるとして児童および青少年の人格形成に有害なものではない。</p>
申立人の立場	<p>■政治家や公務員、経済的に影響力がある人ではない、一音楽家に過ぎないという趣旨で会見前から一般市民だった。謝罪会見でテレビ出演は最後で、しかも音楽活動からも退くと表明しているの、一般市民性が濃くなった。</p>	<p>■申立人は会見を開いて一回謝罪したが、社会的には必ずしも納得が得られず、いろいろな批判の対象となるのは仕方がないと思う。そういう意味で、社会的強者というか、マスコミにもたくさん名前が出て登場しているので、公人的立場にあった。</p>
番組で取り上げることの当否	<p>■一私人をネタとして取り上げなくても視聴者に健全なお笑いを提供することは充分可能である。本件番組はそのような努力を怠り、安易な手段で低俗な笑いを提供しようとした点で、到底看過、容認すべきではない。</p> <p>■「幻想音楽家 田村河内さんの隠し事を教えてください」という「お題」を見た視聴者からすれば、「田村河内」が申立人のことを暗示していることは容易に認識可能で、申立人のエピソードを面白おかしく嘲笑、揶揄した回答を期待するのが通常である。</p>	<p>■申立人は公人的立場にあつて、長年にわたる欺罔行為や社会に対する裏切りの度合い、新垣氏の主張との齟齬の説明責任を一回の謝罪会見で果たしていないことを考えると、騒動のイメージを利用して、風刺による批判を狙いにお題にすることは問題ないと思う。</p> <p>■申立人はあたかも「バラエティー番組で扱ったことが名誉感情を侵害する」かのように主張するが、「報道番組において扱うことは許容されるが、バラエティー番組において許容されない」ということはあり得ない。</p>

	<p>■正当な社会的関心の対象となる事項は、議論を戦わせることが一般的には許容されているが、それは国民が政治や社会を考えるのに有益な情報を提供されるからである。本件放送で特に聴覚障害を揶揄することが、国民に有益な情報を提供するとは考えられないので、聴覚障害という事項を大喜利の対象とすること自体許容されないと考える。</p>	<p>■バラエティー番組は、笑いによって癒しや安らぎを提供するだけでなく、世論や視聴者動向を前提に皮肉やユーモアを込めた問題提起が可能で、反論を含めた自由な議論が行われるきっかけを提供するという効用を持ち合わせていることを考慮したうえで表現内容の正当性を判断すべきである。</p>
<p>回答について</p>	<p>■回答において「性感帯」、「ED」、「パイオツ」といった性的表現が含まれ、このような表現をもって「正当な批判」などという余地がないことは明白である。</p> <p>■最も問題とされるべきは、申立人の音楽的才能のみならず、聴覚障害をも揶揄することを促すお題の設定および番組側の意を汲んだ回答を「笑い」の対象として取り上げたことである。「風刺」、「正当な批判」の範囲を大きく逸脱したことは明白で、障害者差別を助長する内容である。</p> <p>■そもそも申立人による「偽装行為」の多くはマスメディアによって作り出された虚構である。仮に申立人の行為について「正当な批判」を行いうる余地があっても、綿密な事実調査を行ったうえで表現にも十分配慮して行わなければならない。</p>	<p>■申立人は性的な表現が含まれていることを問題視するが、「虚偽であることを認識しながら、不特定多数のものに誤った印象を与え収益をあげた行為に対する批判」として正当な表現（批判）を逸脱するものではない。</p> <p>■申立人の行為は法的責任の疑いがあり、強く社会的に批判されるべきであり、このような行為に対する「正当な批判行為」は表現の自由として十分に保障されなければならない。</p> <p>■回答には、正当な批判に当たる回答とそうでない回答が混在するが、全体としては許容される範囲内ではないかと考える。</p> <p>■楽曲の内容や生い立ち、境遇を述べてパフォーマンスを示したのは申立人自身の判断である。また、メディアが利用していた側面が仮にあったとしても、プロの作曲家の活動の一環として取材対象になり、申立人が職業的な活動の一環として行ってきたものである。</p>

<p>放送倫理上の問題</p>	<p>■ 児童・青少年に、別の児童らの身体的特徴や生理的特徴ないし才能などを集団で公然と面白おかしくからかっても許されるという誤った倫理観を植え付けてしまうおそれがある。影響力の大きいメディアが集団いじめを助長、容認するような番組を放送することによる社会への悪影響は計り知れない。特に聴覚障害を面白おかしく取り上げた点は、同じ障害者、その他の障害を背負っている人々の心情を踏みにじるもので、非常に悪質である。</p>	<p>■ 申立人の主張は「正当な批判行為」と「いじめ」を混同するもので、「正当な批判」を甘んじて受け入れるべきことは謝罪会見をした申立人も充分了解しているはずである。「正当な批判」を「いじめ」とみなして抑制しようとするのであれば、社会的責任を回避するものであり、許容されるものではない。</p> <p>■ 「児童・青少年への影響」を問題視するのであれば、障害の程度を過剰に演出し、なおかつ、別人の作曲であるにもかかわらず自分自身の作曲として公表していたことこそ問題視されるべきである。</p> <p>■ 申立人が主張する「いじめの容認・助長」という観点は、委員会の「苦情の取り扱い基準」に照らすと、個人の権利侵害と関係があるのか疑問に感じる。</p>
<p>局への要求</p>	<p>■ 申立人の名誉感情を侵害したこと、児童・青少年のいじめを助長するおそれのある内容であったことを謝罪し、当該謝罪を今後放送する同番組内で行うことを求める。</p>	<p>■ 「問題なし」の見解を求める。</p>

VI 申立ての経緯および審理経過

年 月 日	内 容 等
2014年 5月24日	フジテレビが本件放送
6月25日	佐村河内氏がフジテレビに「苦情申し入れ」送る
7月 3日	フジテレビが佐村河内氏に「ご連絡」送る
7月 8日	佐村河内氏がフジテレビに「回答書」送る
7月18日	フジテレビが佐村河内氏に「ご回答」送る
11月 4日	佐村河内氏が「申立書」を委員会に提出
11月28日	フジテレビが「経緯と当社の見解」を委員会に提出
12月16日	第215回委員会 審理入り決定
2015年 1月 9日	フジテレビが「答弁書」を提出
1月20日	第216回委員会 審理
1月26日	申立人が「反論書」を提出
2月10日	フジテレビが「再答弁書」を提出
2月17日	第217回委員会 審理
3月17日	第218回委員会 審理
4月 8日	論点、質問事項打ち合わせ
4月21日	第219回委員会 審理
5月19日	第220回委員会 ヒアリング、審理
6月16日	第221回委員会 審理
7月 9日	第1回起草委員会
7月21日	第222回委員会 審理
8月 7日	第2回起草委員会
8月18日	第223回委員会 審理
9月 1日	第3回起草委員会
9月15日	第224回委員会 審理
9月29日	第4回起草委員会
10月13日	第225回委員会 審理、「委員会決定」案を了承
11月17日	「委員会決定」を通知・公表

放送倫理・番組向上機構 [BPO]
放送と人権等権利に関する委員会 (放送人権委員会)

委員長	坂井 眞
委員長代行	奥 武則
委員長代行	市川 正司
委員	紙谷 雅子
委員	城戸真亜子
委員	曾我部真裕
委員	中島 徹
委員	二関 辰郎
委員	林 香里